

要領別紙6

## 林地残材有効活用推進支援事業

### 第1 趣旨

主伐後に残った市場価値の低い枝条等(以下「林地残材」という。)は、再造林を行う際に柵等に整理され、林地に戻されるが、再造林・保育作業の支障になることも多い。近年木質バイオマス施設への供給等林地残材も活用の可能性が検討されていることから、林地残材を有効活用する取組みに対し支援することで、再造林・保育作業の軽減を図り、地域材の有効活用を促進する。

### 第2 事業内容等

#### (1) 事業内容

##### ① 林地残材の搬出

主伐後に残った林地残材について、資源の有効活用を目的として木質バイオマス施設等へ供給する目的として実施する林地残材の搬出集積、中間土場までの仕分け等(積込、運材、仕分け)

#### (2) 事業主体

市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体(共有林代表者含む)、森林経営計画策定者等又はその他の林業事業体において、本事業申請の前年度の実績において、年間100m<sup>3</sup>以上県内の製材工場等に原木等を供給している実績がある者。

(3) (1)の補助を受けようとする者は、要領別紙1の第2の(4)により、事前計画書(要領別紙1一様式第2号)を作成し、局長に提出するものとする。なお、要領第2の1に基づき提出される信州の森林づくり事業予定調書(以下「予定調書」という。)に記載されているものについては、予定調書の提出をもって、事前計画書の提出があったものと見なすことができる。

### 第3 事業実施基準等

#### (1) 実施基準

ア 補助対象は令和6年4月1日以降に林地残材の搬出を行った現場で、本事業実施後概ね1年以内に植栽を伴う更新の予定がある施行地を対象とする。

なお、天然更新を予定している箇所は本事業の対象外とする(やむを得ない場合を除く)。

また、特殊地拵え、更新伐及び林相転換特別対策(特定スギ人工林)等施行地は本事業の補助の対象外とするが、国庫補助など他の補助事業を受けていない施行地は補助の対象とする。

イ 事業規模は、1施行地の面積が0.1ha以上の箇所で行う本事業を実施するものとする。

ウ 主伐後から地拵え実施前に実施する林地残材の搬出作業を補助対象とする。なお、本作業を主伐時に同時に実施しても補助の対象とするものとする。地拵え以降に実施する場合及び地拵えと同時に実施する場合は他の補助事業との重複の可能性があるため、原則補助の対象としない。

エ 林地残材の搬出については、木質バイオマス施設等への出荷量(t)を補助対象とするものとする。

オ 林地残材の主な搬出対象は枝条等とする。ただし、搬出量の概ね過半は枝条となるよう努めるものとする。

カ 樹種は問わない。

#### (2) 補助対象経費

① 通常の施業では、搬出されず放置していた枝条等の現場内運搬(フォワーダ、索道等)に係る経費

② 搬出された木質バイオマス施設等へ供給するために必要な土場での仕分け作業に係る経費

#### 第4 補助金の計算等

補助金額は、次の1により算出された額（以下、「定額」という。）と補助事業の実行に要した経費（百円未満切り捨て。以下、「実行経費」という。）を比較によりいずれか低い額とする。なお、林地残材の搬出集積のみと林地残材の搬出集積及び中間土場までの仕分け等が混在する場合は、それぞれ分けて比較計算を行うこと。

##### 1 定額

定額は、次に定めるところにより求める。なお、事業量については、施行地ごと、木質バイオマス施設等へ供給した搬出量の合計を整数以下切り捨てた数量とする。

##### (1) 林地残材の搬出

定額は、事業単位ごとの搬出量の合計に定額単価を乗じて求める（100円未満切り捨て）。

定額単価は林地残材の搬出集積の場合1,700円/t、中間土場までの仕分け等の場合1,300円、林地残材の搬出集積及び中間土場までの仕分け等の両方を実施する場合3,000円/tとする。

定額単価は直接費及び間接費相当額を含み消費税相当額は含まない。なお、補助金の計算に当たっては定額単価に原則消費税相当額を加算せず計算するものとする。

##### 2 自己所有森林

森林所有者が、自己所有林において、自らが従事して本事業を実施する場合の取扱いは、以下のとおりとする。

(1) 森林所有者自らが従事した作業日数分の人件費については、作業日誌等による本事業に従事した日数及びその内容が確認できる場合に限り、林務部が定める事業実施年度に該当する「林業土木事業設計単価表」を上限として算出した経費を、実行経費に含めることができる。

(2) 雇用労働力により事業を実施した場合の現場監督費については、森林所有者自らが作業を行わずに現場監督のみを行った日数に係る経費を実行経費に加算することができる。

#### 第5 補助金交付申請

##### 1 交付申請書

事業主体は、原則として事業終了後速やかに局長に次により補助金交付の申請を行うものとする。

(1) 事業主体は、補助対象者としての権限の有無を確認のうえ申請するものとする。

(2) 補助金交付申請は、要綱第4第1項に規定する補助金交付申請書（要領別紙6－様式第1号）に提出書類（要領別紙6－様式2号に示すとおり）を添付して行うものとする。

##### 2 交付申請書

本事業に係る補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。

##### 3 交付申請関係書類

要領別紙6－様式2号に定めるとおりとする。

#### 第6 補助金の交付

##### 1 事業調査

局長は、補助金交付申請書の提出があったものについては、別に定める信州の森林づくり事業調査要領（以下「調査要領」という。）により速やかに事業調査を行い、結果を別に定める調査調書に取りまとめるものとする。

##### 2 調査調書兼復命書の作成

局長は、事業調査の結果適当と認めた箇所については、調査要領に規定する調査調書兼復命書（以下「復命書」という。）を作成する。

##### 3 補助金の算出

局長は、復命書に基づき補助金を算出し、森林整備補助金交付明細書（要領別紙1－様式第16号）

を作成するものとする。

#### 4 補助金の交付及び確定

局長は、前(3)に基づき、申請者に対して規則第6条に規定する交付決定及び第13条に規定する確定を通知(要領別紙6-様式第7号)するものとする。この場合、あわせて次のことを指導するものとする。

- (1) 補助金の内訳は、森林整備補助金交付明細書のとおりであること。
- (2) 規則、要綱及び本要領の規定に従わなければならないこと。
- (3) 施行地の適正な保護管理のため、森林保険への加入に努めること。
- (4) その他局長が必要と認めること。
- (5) 局長は、補助金を交付し確定したときは、別に定める執行管理表に確定事項を入力する。

#### 5 市町村への通知

局長は、4に基づき補助金の確定をしたときは、結果を市町村長に通知(要領別紙6-様式第8号)するものとする。

### 第7 補助金の請求

事業主体等は、第5の4の確定通知に基づき、補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書(要領別紙6-様式第8号)を局長に提出するものとする。

### 第8 その他

- 1 本事業は、再造林・保育作業の軽減を目的として、主伐作業の一部に対する支援であり、地拵え等再造林に係る費用が実行経費に含まれる又は、経費として明確に区別できない場合は、補助の対象外とする。仮に、地拵え等再造林に係る費用が実行経費に含まれる又は、経費として明確に区別できない場合において本事業を適用した場合は、その後の再造林・保育作業の森林環境保全整備事業はじめ国庫補助事業の適用を受けることはできない。

また、本事業を適用し、その後の再造林・保育作業の森林環境保全整備事業はじめ国庫補助事業の適用を受ける場合においては、本事業と地拵え等再造林に係る費用及び作業工程を明確に区別できるよう整理しておくこと。

- 2 林地残材の活用は現場ごとに種々取り組みが異なることから、現場作業の効率化を推進していくため、実行経費や取り組み事例の調査等、市町村及び事業主体は今後の林地残材の活用の推進に協力しなければならない。